「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年9月環境庁告示第63号) の一部を改正する案について(概要)

1.改正の主旨

悪臭防止法施行規則第1条の臭気指数及び同規則第6条の2の臭気排出強度の算定の方法について定めた「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年9月環境庁告示第63号)について、測定精度の向上等を図るため、以下のとおり改正を行うものである。

2. 改正の主な内容

(1)パネルの選定試験

5 枚のにおい紙に無臭の流動パラフィン(3 枚)及び基準臭液(2 枚)を浸す順番を特定しないこととする。

5 種類の基準臭液のうち 1 種類のみ間違えた場合は、間違えた基準臭液について 2 度再検査を行い 2 度とも正しく回答した者を合格とする。

(2)装置及び器具

・におい袋の試料導入口について、現行のガラス管に加え、新素材が開発された際 の汎用性も踏まえ、無臭性のもので臭気の吸着及び透過が少なく、におい袋のフィルムと同じ定性的な条件を満たす材質のものについても使用可能とする。

(3)測定の方法

排出口試料及び排出水試料に対するにおい袋(フラスコ)選定操作において、「付臭におい袋(付臭フラスコ)を選定することが不能」という場合を削除し、いずれかの付臭におい袋(付臭フラスコ)を必ず回答することに改める。また、環境試料の判定試験において、「付臭におい袋を選定することが不能である場合にあっては0.33を与え」を削除する。

判定試験時の排出水試料の調整において、試料水からの過剰なにおいの発散を抑えるため、先にフラスコに無臭水を入れた後、試料水を注入する手順とする。 環境試料の臭気指数算出式について、電卓を用いた場合と表計算ソフトなどを用いた場合とで数値が一致しないことがあるため、計算手法によらず算出結果を一

致させるため、 $Y = 10\log M + 10 \times (\mathbf{r}_1 \ 0.58) / (\mathbf{r}_1 \ \mathbf{r}_0)$ に改める。

臭気指数2号基準を算出する際の臭気排出強度の有効桁数を2桁とする。

嗅覚測定法における、臭気指数及び臭気排出強度の算出において、精度管理に努めなければならないこととする。